

○菰野町移動支援事業実施要綱

平成18年11月1日要綱第26号

改正

平成19年4月1日要綱第11号

平成22年4月1日告示第12号

平成23年3月30日告示第12号

平成24年3月31日告示第22号

平成25年3月29日告示第20号

平成26年4月1日告示第12号

平成27年4月10日告示第29号

平成27年12月28日告示第60号

平成30年1月25日告示第1号

平成30年4月6日告示第27号

平成30年10月29日告示第54号

菰野町移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第8号の規定に基づき、屋外での移動が困難な障がい者（児）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、菰野町とする。

2 この事業を適切な事業運営ができると認められる、居宅介護など個別給付のサービス提供を行っている指定事業者に委託することができる。

(事業内容)

第3条 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動を支援する。

2 この事業の内容は、次に掲げるとおりの支援とする。ただし、第2号のグループ支援については、利用者の安全に十分に配慮して行う場合であり、かつ菰野町長（以下「町長」という。）が

必要と認める場合に限る。

- (1) 個別支援型 移動支援の提供に従事する者1人につき、1人の障がい者（児）に対して行う支援
- (2) グループ支援型
 - ア 複数の障がい者等への同時支援
 - イ 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援。ただし、イのグループ支援型における複数は、3人を原則とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者（児）、全身性障がい者（児）（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障がいをもつるもの又はこれに準ずる者をいう。）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）、その他町長が外出時に移動の支援が特に必要と認めた者とする。

(利用の申請及び決定)

第5条 利用を希望する障がい者及び障がい児の保護者（以下「保護者」という。）は、地域生活支援事業利用申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、申請を受理したときは、利用の必要性を判断のうえ、適否を決定し、その旨を地域生活支援事業利用決定通知書（様式第2号）又は地域生活支援事業利用却下通知書（様式第3号）により当該利用申請者に対し通知するものとする。

(サービスを提供する者)

第6条 サービスを提供する者の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 視覚障がい者（児）へサービスを提供する者 「視覚障害者移動介護従業者養成研修」の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- (2) 全身性障がい者（児）へサービスを提供する者 「全身性障害者移動介護従業者養成研修」の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- (3) 知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）
 - ア 介護福祉士
 - イ 「居宅介護従業者養成研修」の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の

課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ウ 「知的障害者移動介護従業者養成研修」の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する政令で定める者

（利用者負担額）

第7条 この事業を利用する利用者又は保護者（以下「利用者」という。）は、この事業に要する費用のうち、1割を負担するものとし、指定事業者等に支払う。

2 利用者負担上限月額を設けることとし、その上限額は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に定める指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の例による。また、前項の負担額は、次に掲げる費用と合算することとする。

（1）介護給付費

（2）訓練等給付費

（3）菰野町地域活動支援センター運営事業実施要綱（平成18年要綱第25号）の規定による利用者負担額

（4）菰野町在宅身体障がい者（児）訪問入浴サービス実施要綱（平成16年要綱第6号）の規定による利用者負担額

（5）菰野町日中一時支援事業実施要綱（平成21年要綱第14号）の規定による利用者負担額

3 前項の上限額の管理は、町長が必要と認める利用者については町長が決定した利用者負担額上限額管理事業所に行わせることができる。

（1）上限額管理を行った場合、指定事業者は利用者1人当たり1,500円を上限額管理に要する費用として算定できる。ただし、自立支援給付で上限額管理を行うことができる場合は算定を認めない。

（2）上限額管理事業所は、次の事業を行う事業所の順にいずれか一事業所を定める。

ア 移動支援事業所

イ 日中一時支援事業所

ウ 地域活動支援センター

エ 訪問入浴サービス事業所

（利用単価）

第8条 利用単価は、別表に定める単価とする。

（利用にかかる経費の支弁）

第9条 町長は、指定事業者に対して、利用単価から利用者負担額を差し引いた額を支弁するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成19年4月1日要綱第11号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日告示第12号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日告示第12号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月31日告示第22号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第20号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日告示第12号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月10日告示第29号)

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則 (平成27年12月28日告示第60号)

この告示は、平成28年1月1日より施行する。

附 則 (平成30年1月25日告示第1号抄)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成30年4月6日告示第27号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成30年3月31日において現に移動支援に係る支給決定を受けている障害者（児）に対して移

動支援を行った場合、この告示による改正前の菰野町移動支援事業実施要綱別表の規定については、当該支給決定に係る支給決定の有効期間内に限り、なお従前の額を算定することができるものとする。

別表（第8条関係）

利用単価

利用時間	移動支援区分 I	移動支援区分 II（障害支援区分 3 に該当する者）	移動支援区分 III（障害支援区分 4 以上に該当する者）
30分以下	1,840円	移動支援区分 I における所定額の100分の20に相当する額を所定額に加算した額	移動支援区分 I における所定額の100分の40に相当する額を所定額に加算した額
30分を超え 1 時間以下	2,910円		
1 時間を超え 1.5 時間以下	4,200円		
1.5 時間を超え 2 時間以下	4,840円		
2 時間を超え 2.5 時間以下	5,470円		
2.5 時間を超え 3 時間以下	6,100円		
3 時間を超え 3.5 時間以下	6,730円		
以後30分ごと	630円加算		

備考

- 1 早朝、夜間又は深夜に移動支援を行った場合、上記の単位数に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）の別表第3の1注6に定める率を乗じた単位を用いる。
- 2 1回の移動支援において、支援者の員数を利用者の員数で除したときに1を下回る場合にあっては、利用者ごとに上記の単位数に100分の70を乗じた単位を用いる。
- 3 上記の単位数に率を乗じる場合、平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二 1(1)の規定を準用する。